

## 事業化チャレンジ道場 お申込みにあたってのチェックシート

以下項目をご確認の上、「該当する」「趣旨を理解している」場合は、右の欄に「○」を付けてください。

**【対象要件】** 「該当する」場合は、右の欄に「○」を付けてください。

1	<p>自社技術等を活用して、新製品の開発を目指している。 ※目指しているのは、以下に記載の製品開発ではない。</p> <p>①ソフトウェアやビジネスモデルのみの開発等 ②食料品、化粧品、医薬品の開発等</p>	
2	<p>中小企業基本法で定める中小企業であり、かつ、みなし大企業ではない。</p> <p>①中小企業 ・製造業・その他（ソフトウェア業、情報処理サービス業も含む）：資本金3億円以下又は従業員300人以下 ・卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下 ・サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下 ・小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下</p> <p>②みなし大企業 ・大企業が単独で発行済み株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資している場合 ・複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資している場合 ・役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合 ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合</p>	
3	<p>東京都内に事業所がある。</p> <p>①法人の場合：東京都内に登記簿上の本店又は支店があること ②個人の場合：都内税務署に個人事業の開業届が提出されていること</p> <p>※都内で実質的に事業を行っていること（電話等により確認させていただくことがあります）</p>	
4	「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者ではない。	

**【事業趣旨】** 「該当する」「趣旨を理解している」場合は、右の欄に「○」を付けてください。

1	<p>本事業は、1年目の「売れる製品開発道場」と2年目の「事業化実践道場」の2つのフェーズをとおして、ものづくりの新製品開発による新規事業の立ち上げを目指していただく事業です。全体像や実施内容等はHPに掲載しておりますので、必ずご確認及びご理解の上、お申込みをお願いいたします。</p>	
2	<p>本事業は、①1年目の「売れる製品開発道場」申込、②1年目の「売れる製品開発道場」修了、③2年目の「事業化実践道場」申込の際に審査選考を行います。なお、2年目の「事業化実践道場」への参加は、1年目の「売れる製品開発道場」を修了し、かつ、参加希望のある企業様の中から審査にて決定します。</p>	
3	<p>1年目の「売れる製品開発道場」は、原則2週間ごとに、講座、演習、宿題、宿題発表、講師からの講評を繰り返していきます（全14回）。原則、講座はオンライン開催、演習はリアル開催です。宿題の発表と講師からの講評は演習の場で行います。演習では、毎回出席を確認します。本事業は継続受講を前提に進行し、一定の出席率が修了要件の1つとなっております。</p> <p>※スケジュール、会場等も必ずご確認ください。</p>	
4	<p>毎回提出必須の宿題がございます。自社にて宿題へ取り組むための時間や環境を確保し、締切までに必ずご提出いただく必要がございます。</p>	
5	<p>各回の課題作成にあたっては、Microsoft（Word、Excel、PowerPoint）を使用します。</p> <p>※Word、Excel、PowerPointは、Microsoft Corporationの米国及びその他の国における商標または登録商標です。</p>	
6	<p>講師等の専門家は、多様なアドバイスをいたしますが、「答え」を与えるものではありません。課題への取組にあたっては、参加者ご自身で考え、観察し、分析し、洞察をしながら進めていただきます。</p>	
7	<p>本事業への申込みに関しては、経営者（社長）のご理解とご承諾が必要です。</p> <p>※経営者（社長）の方にも同席や参加をお願いする回が複数あります。</p>	
8	<p>申込書受理後、本事業担当よりヒアリング（Webあるいは企業訪問）をさせていただきます。</p> <p>※申込書及びヒアリングの内容をもとに審査、選考を行います。</p>	
9	<p>申込書及びヒアリングを通して、参加企業の決定を行います。参加決定となった企業様には、決定通知書を送付いたします。通知書が届いた企業様は、請求書記載の期限までに参加料（1社7万円（税込））をお振込みいただきます。お振込み及び必要書類の提出をもって、参加確定となります。</p> <p>※一度お振込みいただいた参加料は、原則返金出来ません。</p> <p>※振込手数料は振込人負担となります。</p>	
10	<p>参加企業の皆様には事前に守秘義務等に関する誓約書をご提出いただきます。</p> <p>①守秘義務に関する誓約書：本事業は、宿題の発表やグループワークを通して、他の企業様との交流を持つ機会があるため、守秘義務を遵守していただきます。</p> <p>②Web形式での実施に関する誓約書：講義・演習に関して、録画・録音・撮影や第三者への開示等を禁止しております。</p> <p>③コンプライアンス等遵守に関する誓約書：専門家や公社職員との飲食や個別に契約すること等を禁止しております。</p>	
11	<p>カリキュラム、講座・演習・個別支援の日程、回数等に変更する場合がございます。あらかじめご了承ください。</p>	